

推進協の取り組み
を発信します！

ツナグ通信

No.4
令和3年12月号

「寄付月間 2021」に賛同しています

■寄付月間とは

「欲しい未来へ、寄付を送ろう。」を合言葉に、2015年から始まった全国的な寄付の啓発キャンペーンです。

毎年12月の1ヶ月間を「寄付月間」とし、NPO、大学、企業、行政、国際機関など、寄付に係る主な関係者が幅広く集い、「寄付が人々の幸せを生み出す社会をつくる」ために、協働してキャンペーンを実施しています。

欲しい未来へ、寄付を贈ろう。



推進協も今年から賛同パートナーとなりました！「寄付月間 2021」ホームページ(<https://giving12.jp/>)に掲載されています。

推進協会員の皆様も、ぜひホームページへのバナー掲載にご協力ください。推進協ホームページトップ画面の右上にある「リンクについて」をご覧ください。

県内初！社会福祉法人による居住支援法人が誕生

■居住支援法人とは・・・？

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として都道府県が指定するもの。指定される法人は、社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等で、行う業務は以下のとおり。

- ①登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ②住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③見守りなど要配慮者への生活支援
- ④①～③に附帯する業務

※①～④の全てを行わなければならないものではない



この度、本推進協議会の会員である「社会福祉法人桑の実会」が埼玉県より居住支援法人として指定を受けました。

桑の実会では、これまでも社会貢献活動として困窮やDV等の課題を抱えている方々から住まいに関する相談を受けたり、施設で受入れたりするなど対応してきました。今回、公益事業を充実するにあたり、課題を抱える方々が安価に利用できる居住スペースを確保するとともに、子ども食堂や地域の方々に開放するスペースを作るなど検討を重ねるなかで、このような取組が居住支援法人の趣旨と合致することを知り、申請を行い、認可の運びとなりました。また年度初めに活動支援申請を行うと、国から補助金(R6年まで)が出るため、安定的な運営を行うことができます。居住支援を通じて社会福祉法人による社会貢献活動の幅の拡大にもつながります。

安心して暮らせる住まいは、安定した生活を送るための基盤となるものです。今後、居住支援法人として指定を受ける社会福祉法人が増え、居住支援の取り組みが盛り上がるのが大いに期待されます。



〔発行・問い合わせ先〕

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 事務局
(社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 生活支援課)



推進協 HP <https://safety.fukushi-saitama.or.jp/>